

別表 [FENICS CloudProtect XDR for Network powered by Cortex XDR from Palo Alto Networks]

1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本サービス」という）を提供します。

2. サービスの概要

本サービスは、甲が利用するネットワーク機器に対して、クラウドでの分析により不審な振る舞いをするデバイスの検出や、不審デバイスからの通信遮断等の、乙が提示する「FENICS CloudProtect XDR for Networkサービス powered by Cortex XDR from Palo Alto Networks 詳細説明書」（以下「サービス詳細説明書」という）に記載の提供機能（以下「提供機能」という）を利用できるようにするサービスです。

[FENICS CloudProtect XDR for Network powered by Cortex XDR from Palo Alto Networks]

- └─ 基本サービス
  - └─ 基本セットアップ
    - └─ XDR for Network 利用サービス（以下「利用サービス」という）

3. サービス実施の前提条件

- (1) 甲は、サービス詳細説明書の内容について あらかじめ確認するものとします。
- (2) 甲は、本サービスの実施期間中にサービス詳細説明書および提供機能が予告なく変更される場合があることを了承するものとし、サービス詳細説明書および提供機能の変更により、甲における、本サービスの操作方法に変更が生じた場合であっても、乙に対してなんら異議をとえないものとします。また、本書とサービス詳細説明書とで異なる定めがある場合、サービス詳細説明書の定めが優先して適用されるものとします。
- (3) 甲は次の各号に定める条件にあらかじめ同意し、これを遵守するものとします。
  - a. 本サービスを甲自身の業務のためにのみ利用し、第三者の利用の目的やその他の目的に利用しないこと。
  - b. 本サービスについて適用される運用条件、ポリシーおよび手順（以下総称して「運用条件等」という）に従うこと。なお、運用条件等は本別表で定めるまたは本別表が参照する情報、サービス詳細説明書に記載の情報、本サービスを利用するために乙が甲に限定して開示するウェブページ（以下「サービスポータル」という）上で公表する情報、および乙がE-mail等で甲に通知する情報を含みます。
- (4) 甲は日本国内の法人であるものとします。
- (5) 甲は、本サービスを利用する国または地域で適用される法律に従うものとします。
- (6) 甲は、乙が指定する書面（以下「サービス申請書」という）に必要事項を記入し、乙に交付するものとします。
- (7) 甲は、本サービスに関する甲の窓口として定める管理者（以下「甲管理者」という）を予め選定し、乙に通知するものとします。また、甲は、甲管理者に変更がある場合は、事前に乙に通知するものとします。
- (8) 乙は、甲が本サービスを利用することにより、乙が甲のために準備するハードウェアやソフトウェアから構成されるシステム（以下総称して「乙サービス環境」という）に保存されるデータ（以下「甲データ」という）について、本サービスを実施するために必要な範囲で閲覧することができるものとします。また、乙は法令により第三者への甲データの開示を要請された場合、当該要請にかかる範囲内で甲データを第三者に開示することができるものとします。
- (9) 甲は、本サービスの利用にあたり、他の条項に加え、Palo Alto Networks, Inc.（以下「パロアルト社」という）が定める「end user agreement」（以下「EULA」という）（[https://www.paloaltonetworks.com/content/dam/pan/en\\_US/assets/pdf/legal/palo-alto-networks-end-user-license-agreement-eula.pdf](https://www.paloaltonetworks.com/content/dam/pan/en_US/assets/pdf/legal/palo-alto-networks-end-user-license-agreement-eula.pdf)）を遵守するものとします。なお、甲は、EULAはパロアルト社により随時変更されるものであることを予め承知し、自らの責任で、最新のEULAを確認するものとします。本サービスに含まれるパロアルト社が提供するクラウドサービス（以下「パロアルトサービス」という）にEULAが適用され、本契約、利用規約および本別表とEULAの内容が矛盾または抵触する場合には、EULAの内容が優先するものとします。

4. サービスの内容

- (1) 基本サービス
  - a. 基本セットアップ
    - ア. サービス基本設定  
乙は、甲がサービス詳細説明書記載の提供機能を利用できるよう、乙所定の初期設定を行います。
  - イ. 甲管理者IDの発行  
乙は、甲管理者がサービスポータルを利用する際に使用するIDおよびパスワード（以下「管理者ID等」という）を甲に提供します。
- b. 利用サービス  
乙は、甲との本サービスの実施期間中、利用サービスの契約TB数（以下「契約TB」という）分のデータ保存容量にて、サービス詳細説明書記載の機能を提供します。

5. 料金月、実施期間、利用数および利用金額

- (1) 本サービスの料金月は、毎月1日から末日までとします。
- (2) 開通日および契約期間  
利用規約第7条第4項の定めにかかわらず、利用サービスに関する基本実施期間は以下のとおりとします。
  - a. 利用規約第7条の定めに関わらず、利用サービスの基本実施期間は、乙が甲から申し込みを受けて当該サービスにかかる準備を行い甲に対して利用可能となった旨の通知をした日（以下「開通日」または「サービス実施開始日」という）から1年間継続するものとします。
  - b. 基本実施期間終了後に本サービスを継続利用する場合、甲は、基本実施期間満了の1か月前までに乙が定める利用継続に関する手続きを行い、その場合の基本実施期間はさらに1年間延長されるものとします。継続利用時の契約条件は、従来の契約条件から変更される可能性があります。また、以後の利用継続についても同様とします。なお、期間満了の1か月前までに甲が当該継続に関する手続きを実施しない場合、本サービスは自動的に終了するものとします。
- (3) 利用規約第8条第3項（3）号の定めにかかわらず、利用サービスの毎料金月の従量払利用金額は、契約TBに明細表記載の単価を乗じた金額とし、毎料金月の初日に発生するものとします。
- (4) 甲は、基本サービスの実施開始日の1か月前までに、乙所定の方法により乙に対し、契約TBを通知するものとします。なお、契約TBの下限値は5とし、甲から通知のあった契約TBが5を下回る場合であっても、契約TBを5とみなすものとします。
- (5) 甲は、契約TBを利用サービスのサービス実施期間の途中で追加する場合、20営業日前までに乙所定の方法で既に利用中の契約TB数と追加するTB数を合計した総数のTB数を不備なく通知するものとします。乙は、当該通知をうけた後、契約TB数追加の為に必要な手続きを実施するものとし、その完了をもって、翌料金月より契約TBは変更されるものとします。  
ただし、甲は、毎年利用サービスの開通日に応答する日の直近3か月（以下「変更不可期間」という）は、契約TBを追加することができないことを予め承知するものとします。  
なお、契約TBの削減については、実施期間途中では行えません。甲は、契約更新時のみ、契約TBを削減できるものとし、その場合には乙の定める期日までに乙所定の方法で既に利用中のTB数から減じるTB数を削減した総数のTB数を、乙に通知するものとします。
- (6) 利用規約第9条第1項の記載にかかわらず、甲は、基本実施期間満了前に利用サービスを中途解約する場合、当該中途解約により終了する利用サービスに掛かる中途解約申請時点の従量払契約金額に残存期間月数を乗じた金額に相当する金額を中途解約料金として、中途解約日までに、乙に支払うものとします。なお、甲が利用サービスを中途解約する場合、甲は中途解約日を当該中途解約日の3か月前までに、書面をもって乙に通知

するものとします。

#### 6. 基本セットアップの作業終了通知

乙は、基本セットアップの作業終了後、すみやかにE-mailによる開通通知（以下「開通通知」という）により、作業の終了を甲に報告するものとします。甲は、当該開通通知の受領後速やかにその内容を確認するものとします。当該内容の確認をもって、基本セットアップの完了とします。

#### 7. サービス提供時間帯

本サービスにおける利用サービスの提供時間帯は24時間365日とします。

#### 8. サービスの停止

乙は、次のいずれか一つの事由に該当したとき、事前の通知なく、ただちに本サービスの全部または一部の提供を停止できるものとします。また、当該事由が十分かつただちに解消されない場合、乙は書面による通知により、直ちに本サービス契約の全部または一部を解約できるものとします。本サービスの停止期間中も、本サービス契約が解約されるまでの間、本規約に定める条件に従い、本サービスに係る支払いは継続するものとします。

なお、乙は本項に起因して甲に生じた損害についてはいかなる法律上の義務も負わないものとします。また、基本実施期間満了前に、乙が本項により本サービス契約を解約する場合、甲は第5項第（7）号に定める中途解約料金を直ちに乙に支払うものとします。甲または利用者による本サービスの利用により本サービスもしくは第三者にセキュリティリスクを生じさせる場合

- 甲による本サービスの利用が詐欺的である場合
- 本サービスの利用が乙もしくはそのグループ会社に何らかの責任を生じさせる場合
- 甲または第三者が、支払義務の不履行があった場合、その他、本サービス契約（利用規約、本別表、サービス詳細説明書等を含む）の定めにもかかわらず違反した場合
- 甲が、通常業務を停止したとき、もしくは停止する見込みがある、または、破産、清算、解散、その他同様の手続きにかかる場合（当該状況について乙が認める形で解消されるまで）

#### 9. サービスに関する問い合わせ

##### （1）技術サポート

乙は本サービスの実施期間中、甲サービス管理者からの本サービスに関する仕様または設定方法に関する質問を、甲管理者を窓口としてE-mailで受け付けるものとします。なお、E-mailによる問い合わせの受付時間帯は24時間365日、回答時間帯は平日9:00～17:00とします。

なお、乙は本別表に定められている以外の甲が個別に導入したサービスおよびソフトウェア、本サービスと組み合わせて使用されるソフトウェア、または乙サービス環境の内部構造に関する質問について、技術サポートを提供する義務を負わないものとし、甲は自己のアプリケーションならびに本サービスを利用するために甲または利用者が使用するソフトウェア、API、情報処理装置、情報記録装置等に関する技術サポートについて、自ら責任を負うものとします。

##### （2）障害受付

本サービスに障害が発生した場合における原因調査、回避措置に関する質問または相談を、甲管理者のみを窓口としてE-mailで受け付けます。受付時間帯は24時間365日とします。

なお、甲設備の設定、動作不良等についてはサポート対象外となります。

#### 10. 本サービスに対する乙の責任

- パロアルトサービスを除く本サービスの利用不能、その他本サービスに関して乙が甲に対して負う損害賠償責任は、利用規約第19条の定めが全てであり、乙は利用規約第19条に定める責任のほかは何ら責任を負わないものとします。
- パロアルトサービスを除く本サービスの利用不能、不具合、その他乙による債務不履行があったとしても、既に発生した甲の支払義務が免除または軽減されることはなく、甲はパロアルトサービスを除く本サービスの利用不能、不具合、その他乙による債務不履行が生じたことを理由として弁済を拒否または留保等してはならないものとします。

#### 11. 免責

本サービスに関し、以下の各号の事由は乙の責に帰すべからざる事由（ただし、これに限られない）であり、乙は当該事由に起因して甲に生じた損害についてはいかなる法律上の義務も負わないものとします。

- 甲が本サービス契約（利用規約、本別表、サービス詳細説明書等を含む）に定める義務を遵守しないことに起因して障害、不具合、利用不能となった場合
- 甲が第3項の条件を満たさないことに起因して本サービスの提供ができない場合、または中断した場合
- 利用規約第26条に定める本サービスの提供の中断を行った場合

#### 12. 不可抗力

甲および乙は、本サービス契約に基づく金銭債務以外の義務の履行遅延または履行不能につき、当該遅延または不履行が自己の合理的な支配の及ばない原因によるものである場合には、損害賠償責任その他何ら責任を負わないものとします。当該原因には、第三者による攻撃および違法行為、または自然災害、戦争、暴動、紛争、テロ行為、労働争議その他の産業騒乱、封鎖、通商停止、政府の行為もしくは命令、停電、火災、その他ネットワーク、装置またはソフトウェアの故障または誤作動を含むものとします。

#### 13. 乙による契約の解除

乙は、次のいずれか一つにでも該当したとき、甲に通知することにより、損害賠償責任その他何ら責任を負うことなく、ただちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。

- 本サービスを提供するために使用しているサービス、ソフトウェアもしくはその他技術を提供している第三者と乙の関係が理由の如何を問わず終了したとき、または、本サービスの一部として当該サービス、当該ソフトウェアもしくはその他技術の提供方法を変更する必要があるとき
- 甲もしくは利用者による本サービスの利用、または甲もしくは利用者に対して本サービスを提供することが、法規制上の理由から、実行できないと乙が判断したとき

#### 14. 安全保障輸出管理

利用規約第24条の定めに加え、甲は、本サービスの利用について適用される全ての技術管理または輸出関連の法律および規制を遵守する責任があるものとします。甲は、米国の輸出管理法、規則および関連命令等を含め、適用される法律または規則に違反して、本サービスへのアクセスまたはその利用に関連して乙から入手する技術データおよび当該データが組み込まれたソフトウェア等の製品を、輸出の時点で政府または政府機関が輸出許可またはその他の政府承認を要求する国に対して、当該許可または承認を取得せずに輸出してはならないものとします。

#### 15. サービス終了時のデータの取り扱い

乙は本サービスの終了時に、甲が乙サービス環境に登録（入力）したデータを消去するものとします。甲は当該データが必要な場合、本サービスの実施期間中に、当該データをダウンロードしておくものとします。

#### 16. 知的財産権の帰属

- 本サービスに関して提供されるソフトウェアおよびコンテンツ等にかかる知的財産権は、乙または第三者（以下「ライセンサー」という）に帰属するものとします。甲は当該ソフトウェアおよびコンテンツ等の企業秘密または基礎的ノウハウ等を明らかにする目的のために、ダウンロード、模写、複製、改造、他に適合させること、修正、強化、翻訳、二次創作物の作成、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、翻案、公衆送信（送信可能化を含む）、その他、非公開の内部構造を解析する行為を行ってはならないものとします。
- 本サービスの一部において、甲は本サービスにおいて利用することができるライセンサーのソフトウェアを、当該ライセンサーの許諾のもとと提供されることがあるものとします。甲は本サービスにより提供されるライセンサーのソフトウェア（オープンソースソフトウェアを含む）を使用するにあたり、乙が提示するライセンス条項に同意するとともに、これを遵守するものとします。なお、ライセンサーが当該ソフトウェアについて負う責任の範囲は、当該ライセンス条項に定める範囲に限られるものとします。サービス詳細説明書等において、本サービスの利用方法および本サービス上で動作するもしくは本サービスを利用するウェブもしくはアプリケーションの構築方法に適用される方針、規則または制約が規定されることがあり、甲および利用者はそれらを遵守しなければならないものとします。

- (3) 乙はライセンスによるソフトウェア・ライセンスまたは当該ソフトウェアのサポートの満了または終了等により、当該ソフトウェアの提供を終了することができるものとします。このとき、乙は甲に対して、その旨を事前に通知するものとし、甲は当該ソフトウェアの提供終了期日までに当該ソフトウェアの利用を停止し、技術的に可能である場合には当該ソフトウェアを削除するものとします。なお、当該提供終了期日後も甲において停止および削除が実施されなかった場合、乙は当該ソフトウェアが格納された甲設備からのアクセスを乙の裁量でアクセス制限することができるものとします。
- (4) 甲は本サービスを利用するために必要な範囲で、乙が甲に提供したドキュメント（それらの著作権も乙に帰属します）の全部または一部を複製することができます。（ただし、乙が秘密である旨表示したものを除く）
- (5) 甲は本サービスに関して提供されるソフトウェアおよびコンテンツ等を、本サービスと類似の製品やサービスの開発、出力事業の操業等に利用すること、本別表およびサービス詳細説明書に記載の無い用法、法律に違反する使い方、使用しないこととします。
- (6) 甲は本サービスに関して提供されるソフトウェアおよびコンテンツ等の、著作権と商標表示を含む全ての知的財産権の表示および免責事項を削除してはならないものとします。

#### 17. 情報セキュリティ

- (1) 乙は乙サービス環境に対して、乙所定の情報セキュリティ防護措置を講じるものとします。本サービスおよび甲データの情報セキュリティに関する乙の責任は当該情報セキュリティ防護措置を維持することに限られるものとします。乙サービス環境の内における甲のデータを保存および処理するために使用される乙設備は、乙が自己の同種の情報を処理および保存する設備同様の合理的なセキュリティ基準に準拠するものとします。乙は情報セキュリティに関する問題が発生しないことを保証するものではありません。なお、政府の規制の変化、その他の理由により、乙は甲に対して甲設備に関するセキュリティ上の措置を要求することがあり、甲はこれに応じるものとします。
- (2) 甲は乙サービス環境において動作するハードウェアまたはソフトウェアに、既知または未知のセキュリティ脆弱性が存在する可能性があることを了解するものとします。甲が乙サービス環境に第三者による攻撃または不正行為があったと疑いを持った場合、甲はただちに乙に対して通知すると共に、当該攻撃または不正行為への対策に必要な範囲で、乙に協力するものとします。乙は脆弱性が乙サービス環境において生じる場合、当該脆弱性を回復するための合理的な努力を行うものとします。
- (3) 乙は甲による本サービスの利用の過程で生じた甲データの滅失、毀損、紛失、漏えい等に関して、その発生原因を問わず、甲が被った損害について何ら責任を負わないものとします。

#### 18. 通知

- (1) 本サービス契約に基づく乙から甲に対するすべての通知は書面（E-mailによる送信等を含む）により、サービス申請書または他の書面で指定された宛先に送付されるものとします。
- (2) 乙から甲に対するE-mailによる通知は、別途当該E-mailに記載されない限り、乙から甲に送信された時点で、甲に通知されたものとみなすものとします。

#### 19. 乙グループによる情報共有

乙およびその委託先は、どの地域で活動しようとも、本サービス契約の履行に関連して、甲の従業員その他の関係者の業務連絡先の情報を保持することができるものとします。

#### 20. 通信の秘密等

- (1) ネットワークサービス条項第7条第2項第(6)号として、次の内容を加えるものとします。  
乙が本サービスの実施の過程で得た情報の集計および分析を行い、統計資料を作成し、ネットワークサービス、乙サービス環境、ならびに、乙の製品およびサービスの安全性向上等のために限定して利用、および、処理する場合
- (2) ネットワークサービス条項第7条第2項第(7)号として、次の内容を加えるものとします。  
乙が本サービスの実施の過程で得た情報を、当該情報が甲の情報であることが識別できないように加工したうえで、情報セキュリティの研究、開発、改善、啓蒙、または、その他の目的のために利用、および、公表する場合
- (3) 本サービスは、甲のデータ通信（およびそのログ）からセキュリティ脅威を判別するために、必要な情報（IPアドレス、ポート番号、通信パケットのヘッダ情報、URL、添付ファイル、等）を、機械的かつ自動的に識別し、記録を取得すること（以下「通信の記録」という）をしています。甲は、本サービスを利用する全ての利用者一人一人から、通信の記録を行うことについて同意を得ていることを保証するものとします。乙は、甲が利用者から同意を得ていなかったことに起因する一切の責任を負わないものとします。また、甲が利用者から同意を得ていなかったことに起因して乙に生じた損害について、甲は賠償責任を負うものとします。

#### 21. 個人情報保護

サービス申請書に記載された甲の個人情報（以下「甲個人情報」という）の取扱いについては、以下となります。

- (1) 甲は、乙が、甲個人情報を本サービス提供に関する範囲（開通、運用等）で利用することに同意するものとします。なお、乙は、本サービスの実施に必要な場合、甲個人情報をパロアルト社に通知することができるものとします。
- (2) 甲は、パロアルト社が、「Cortex XDR プライバシー データシート」「Cortex Data Lake プライバシー データシート」（<https://www.paloaltonetworks.jp/resources/datasheets/product-privacy-datasheets>）に準じて開示された甲個人情報を取扱うことに同意するものとします。また、甲は、パロアルト社がパロアルトサービスを実施するのに必要な範囲で、甲個人情報をパロアルト社の委託先に委託する場合があることに同意するものとします。

#### 22. 留意事項

- (1) 乙は、パロアルト社との契約条件が、理由の如何を問わず変更または終了した場合には、甲に対し何ら責任を負うことなく、ただちに本契約の条件を変更または本契約を解除することができるものとします。
- (2) 本サービスの実施期間において、利用停止等により甲が本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払は、当該利用停止等が、乙の故意または重大な過失に基づくものでない限り、甲が引き続きその義務を負うものとします。
- (3) 甲は料金の支払を不当に免れた場合は、その免れた額の他、その免れた額の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として、乙が別に指定する期日までに支払うものとします。
- (4) 利用規約の定めに関わらず、甲は契約金額について支払い期日を経過してもなお支払が無い場合には、支払い期日の翌日から支払の前日までの日数について、月1.5%の割合または法令により認められる上限の割合のいずれか低い方の割合で計算して得た額を遅延損害金として、乙が指定する期日までに支払うものとします。
- (5) パロアルト社および乙が、甲の責に帰すべき事由により本サービスの提供ができなくなったときは、乙は、該当するサービスにかかる契約を解除することができるとともに、損害を被った場合には、甲に当該損害の賠償を請求できるものとします。
- (6) 乙は、EULAに別段の定めがある場合を除き、本サービスに含まれるパロアルト社のクラウドサービスの提供につきいかなる保証も行わず、またパロアルト社の故意または重大な過失に帰すべき理由により、パロアルト社のクラウドサービスが全く利用できない状態にある場合であっても、乙は、一切責任を負わないものとします。
- (7) 甲は、日本国外における本サービスの利用について、パロアルト社がEULAにて規定する禁輸国または本契約後に禁輸国となった他の国もしくは地域からのアクセス、および本サービスで提供されるツールを使用しないものとします。
- (8) 甲は、乙より提供された管理者ID、パスワードの使用および管理について責任を持つものとし、これらが第三者に使用されたことにより甲に生じた損害については、乙は、何ら責任を負わないものとします。
- (9) 利用規約第28条にかかわらず、乙は、理由の有無に関わらず、甲に対して30日以上前に通知することにより、本サービスの全部を廃止し、本契約を解約することができるものとします。ただし、この30日の期間は、やむをえない事情がある場合には短縮できるものとします。
- (10) 甲が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合または、第三者からクレーム等の請求がなされた場合、甲は、自己の責任でこれを解決し、乙にいかなる責任も負担させないものとします。

#### 20. 品目一覧

本サービスの品目は、以下の通りとします。

| 品 名                                                            | 型名              | 備 考                                         | 支払種別       | 単位 |
|----------------------------------------------------------------|-----------------|---------------------------------------------|------------|----|
| C l o u d P r o t e c t X D R f o r N e t w o r k 基本<br>セットアップ | N S 2 F 8 0 0 S | ・初期費                                        | 従量料金制（一括払） | 式  |
| C l o u d P r o t e c t X D R f o r N e t w o r k 利用<br>サービス   | N S 2 F 8 0 0 G | ・課金対象は別途定める申請に<br>応じた契約TB<br>・最低契約TBは5TBとする | 従量料金制（従量払） | 式  |

[変更内容]  
（2021年10月29日）本別表を適用します。

[凡例]  
本別表では、以下の略称を用いています。

| 略 称 | 名 称                 |
|-----|---------------------|
| I D | I d e n t i f i e r |
| T B | T e r a b y t e     |

以 上

別表No. N022J